

## 埼玉県立がんセンター研究棟エレベーター設備点検業務委託特記仕様書

この特記仕様書は、埼玉県立がんセンター(以下「発注者」という。)が委託する業務(以下「業務」という。)の適正を期するため業務に必要な詳細な業務内容について定めるもののほか、受注者は共通仕様書第2条により、この特記仕様書の定めるところにより業務を履行しなければならない。

### 1 業務の場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地  
埼玉県立がんセンター 研究棟

### 2 業務の対象機種及び台数

寝台用エレベーター 2台

### 3 業務の内容

#### (1) 定期点検

受注者は、業務を行うため定期的(別紙2 エレベーター一覧に示す回数)に専門技術員を派遣し、別紙1に定める設備の点検、給油、調整及び清掃を行い、必要がある場合は発注者の負担で修理又は取替えを行なうものとする。また、別紙3に定める遠隔監視仕様に従った点検を実施すること。

#### (2) 定期点検以外の措置

受注者は、定期点検のほか不時の故障時等、発注者から要請があったときは、ただちに専門技術員を派遣し、監督員の指示に従い必要な点検、修繕等を行うものとする。

### 4 点検資格者

点検は、建築基準法の規定に基づく「特殊建築物の敷地について定期的に調査をする資格を有する者等(建設省告示1825号)」で定める昇降機検査資格者が建築基準法に基づき行なう。

### 5 法令遵守

業務の履行に当たり、下記の法令及びその他関係諸法令を遵守し、安全で快適な環境の保持に努める。

#### (1) 建築基準法

#### (2) 昇降機の維持及び運行の管理に関する指針

#### (3) 労働安全衛生法

#### (4) 消防法

#### (5) その他関係法令及び各省庁告示等

### 6 業務の実実施計画及び実施報告

受注者は、業務に関する実施計画を策定したときは、書面(発注者が認めた様式)により発注者に通知し、実施したときは、書面(発注者が認めた様式)により発注者に状況を報告するものとする。

### 7 臨機の措置

発注者は、業務を実施するうえで必要と認められる場合、受注者と協議のうえ実施計画書の作業繰り上げ又は延長等所要の措置を求めることができる。

### 8 守秘義務

受注者は、職務上知り得た発注者の秘密については、他に漏らしてはならない。

9 負担区分

業務に必要とする器材、消耗品及び用紙類は、受注者の負担とする。

10 定めのない事項

ここに定めのない事項等及び記載事項の解釈等に疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上決定するものとし、受注者は、現場の状況等に応じ、定めのない事項についても、誠意をもってこれを遂行するものとする。

## 点検、調整、給油の範囲

巻上機	(1) ウォームシャフト、ギア、グランドパッキン (2) 軸受 (3) ブレーキコイル、シューライニング、ブレーキカップリング及び部品 (4) 駆動綱車 (5) 防振ゴム
電動機	(6) 巻線、軸受、回転子、整流子
電動発電機	(7) 巻線、軸受、回転子、整流子 (8) 防振ゴム
制御盤	(9) スイッチ、リレー、ヒューズ及び部品
階床選択機	(10) スイッチ、リレー、ヒューズ及び部品(スイッチーフ含む)
調速機	(11) 張り車、軸受及び部品
受電盤	(12) スイッチ、リレー、ヒューズ及び部品
かご関係	(13) カーシープ、カウンターシープ及び軸受 (14) ガイドシュー、ローラーガイド及び軸受 (15) かご非常止め装置 (16) 運転操作盤の部品 (17) ドアペレーター装置 (18) ドアスイッチ、セーフティシュー及び部品 (19) ドアガイドシュー、ドアハンガー及び部品 (20) カーポジションインジケータ及び部品 (21) ファン及びブロワーの部品 (22) 照明部品(ランプ類含む) (23) インターホン (24) 停電灯装置 (25) 積載超過装置
ホール信号装置	(26) ホールボタン及び部品 (27) ホールポジションインジケータ及び部品 (28) ホールランタン、ゴング及び部品
ドア装置	(29) ドアクローザー及び部品 (30) ドアインターロック装置及び部品 (31) ドアハンガー及び部品(ガイドシュー含む)
昇降路関係	(32) 頂部そらせ綱車及び軸受 (33) 巻上用ロープ (34) ガバナーロープ (35) つり合いロープ又はつり合いチェーン (36) 移動ケーブル (37) リミットスイッチ及び部品 (38) レベリングスイッチ及び部品 (39) フロアーストップスイッチ及び部品 (40) ストップスイッチ及び部品
ピット関係	(41) 緩衝器及び部品 (42) つり合いロープ綱車、軸受及び部品 (43) つり合いロープ弛緩スイッチ及び部品
その他	(44) 電気配管配線1式(ただし、昇降路外除く)

# 埼玉県立がんセンター点検対象エレベーター一覧

別紙2

エレベーター番号	場所	用途	停止階	設置年度	定格速度	積載量	点検回数
13	研究棟	寝台用	B1・1・2・3・4・5・6	H9	60m/min	1000kg	法令で定める回数
15(右)	研究棟	寝台用	1・2・3・4・5・6・7	H9	60m/min	1000kg	法令で定める回数

## 遠隔監視仕様書

遠隔監視機能を装備したエレベーター(以下「エレベーター」という。)の運転状態を24時間365日遠隔監視を行い、予防保守を実施しエレベーター各機器の機能を常時適性に発揮させて、安全かつ良好な運転状態を維持させるため次の条項を実施する。

## 1. 遠隔監視

- (1) エレベーターの運転状態を遠隔監視装置により専用回線で監視する。既存設備を利用しない場合は受注者が費用負担し、監視すること。
- (2) 受注者は受信専門技術者を24時間待機させる。

## 2. 遠隔監視通報メッセージの種類

- ・閉じ込め故障 ・起動不能 ・戸開閉不良 ・安全装置作動 ・電源異常
- ・基準設定値頻度異常(着床不良、戸反転等) ・その他警報(アラーム)
- ・その他注意報(アラート)

## 3. エレベーターから受注者への直接通話機能

エレベーターかご内から受注者へ直接通話ができるようにすること。

## 4. 定期点検

運行データの分析を実施して定期的に技術者を派遣し、機械装置の点検、清掃、給油及び調整を行う。

## 5. 部品及び機器の修理、取り替え、調整

運行データの分析を通じて機器の機能維持に必要と判断した場合は、直ちに部品の修理もしくは取り替え、調整を行う。

## 6. 報告

遠隔監視の結果を定期的に提出する。